

スポーツ合宿を支援します！

—スポーツ合宿等誘致推進事業のご案内—

「スポーツ立県あきた」を宣言（平成21年9月2日）した秋田県では、県外のスポーツ団体を対象に、県内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用して実施するスポーツ合宿等を支援します。

※「スポーツ合宿等」には練習・交流試合遠征も含まれます。

●補助金制度の概要

補助対象者	補助対象要件	補助額
小学生、中学生、高校生、大学生及び社会人が所属する運動部・運動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○県内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用 ○県内スポーツ団体との交流 ○平成25年3月31日までに実施 	<p>新たに県内合宿等を行う場合 2,000円 × 参加者数 × 宿泊日数 引き続き県内合宿等を行う場合 1,000円 × 参加者数 × 宿泊日数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>小学生、中学生及び高校生が所属する岩手県・宮城県・福島県内のスポーツ団体の場合は、1,000円嵩上げとなります。</p> </div> <p style="text-align: center;">【上限額30万円】</p>

※1 1人1泊あたりの宿泊費が補助単価を下回る場合は、実費が補助額となります。

※2 同一スポーツ団体への補助は、通算3年を限度としております。

●申請方法

補助金交付申請書に必要事項を記入の上、スポーツ振興課に提出してください。

●申請受付期間・交付決定時期〈団体区分によって申請受付期間が異なります〉

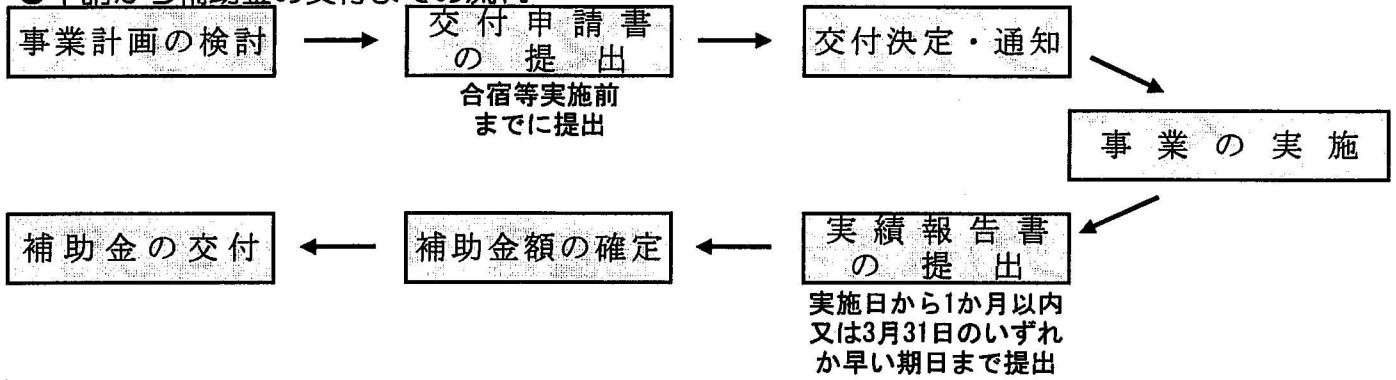
団体区分	合宿等実施期間	申請受付期間	交付決定時期
小学生 中学生 高校生	平成24年5月1日～ 平成25年3月31日	平成24年4月5日(木)～ 平成24年7月31日(火)	平成24年4月下旬 から随時
大学生 社会人	平成24年5月1日～ 平成25年3月31日	平成24年4月5日(木)～ 平成24年5月31日(木)	平成24年4月下旬 から随時

※書類が整った申請書の先着順とします。なお、申請受付期間内であっても申請額の合計が予算額に達した時点で受付を終了します。

申請書受理後、内容の審査を行い、補助事業及び補助額を決定します。

(裏面に続きます)

●申請から補助金の交付までの流れ



●補助金制度に関するQ&A

Q. スポーツ少年団や県代表選抜チームのような、学校枠を超えた団体でも該当するのでしょうか？

A. 該当になります。

Q. 秋田県内で開催される大会に出場する場合、補助の対象になるのでしょうか？

A. 練習・交流試合遠征として大会に出場する場合は、補助の対象となります。ただし、上位大会への出場資格を得ることができる大会、又は各地区の予選大会において出場資格を得て出場する大会の場合は、補助の対象外になります。詳しくは実施要領及び実施要領の運用・取り扱いを参照してください。

Q. バスなどレンタカー運転手、選手のきょうだい（兄・姉・弟・妹）も合宿等期間中同伴するが、補助対象として参加者に含まれるのでしょうか？

A. レンタカー運転手については、スポーツ団体に関係する運転手（中学生以下の選手の保護者兼運転手など）は補助対象参加者に含まれますが、スポーツ団体に関係しない運転手（高校生以上の選手の保護者兼運転手、バス会社の専属運転手など）は補助対象参加者に含まれません。
選手のきょうだいについては、選手、指導者等はもちろん、保護者にも該当しませんので、補助対象参加者に含まれません。
なお、あくまでも補助対象参加者に含まれないだけであって、合宿に同伴することはかまいません。

※1 1人1泊あたりの宿泊費が補助単価を下回る場合は、実費が補助額となります。

※2 同一スポーツ団体への補助は、通算3年を限度としております。

関係要領、申請様式、補助金制度の詳しい内容は、下記にお問い合わせしていただくか、「秋田県スポーツ振興課」で検索の上、ご覧ください。

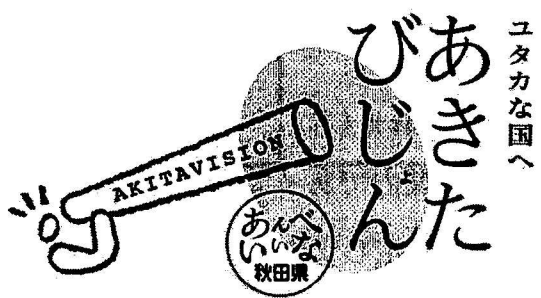
秋田県スポーツ振興課

検索

申請書の提出・問い合わせ先

スポーツを秋田の活力と発展のシンボルに

スポーツ立県あきた



秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課
調整・スポーツ活性化班

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1

電話：018-860-1239 FAX：018-860-3876

E-mail：sports@pref.akita.lg.jp